

第37回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年7月17日（金）午前10時
場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

(1) 報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて

(2) 議案第1号 令和3年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等
施策並びに予算に関する要望について

(3) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

(4) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

(5) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

(6) 議案第5号 非農地証明願について

(7) 議案第6号 農用地利用集積計画について

(8) 議案第7号 農地中間管理事業について

5 出席委員（17名）（法律第27条第3項規定）

1 番 木村 光一 2 番 清水 真理子

3 番 石崎 陽一 4 番 唐橋 洋子

5 番 小沼 伸枝 6 番 吉成 一

7 番 助川 悦夫 8 番 越沼 良

9 番 鈴木 賢一 10 番 相馬 和恵

11 番 細岡 則雄 12 番 高崎 真一

13 番 佐藤 長次 14 番 荒井 一夫

15 番 中山 知代子 16 番 阿見 芳

17 番 津久井 勝之

6 欠席委員 なし

7 本委員会に出席した職員

(1) 事務局長 長谷川 淳

(2) 総括主幹兼農業振興係長 伊 藤 甲 文

(3) 総括主幹兼農地調整係長 海 野 計 洋

(4) 農地調整係主査 須 藤 義 尚

(5) 農地調整係主事 長谷川 慎 弥

(6) 農業公社事務局係長 磯 美 男

(7) 農政課農政係主事 小林 康 希
8 傍聴人 なし

開会の宣言

午前10時 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和

事務局 (長谷川 淳) それでは、第37回農業委員会総会を開会したいと思います。
はじめに会長の挨拶からお願いします。

議 長 (荒井 一夫) <あいさつ>

議 長 (荒井 一夫) ただ今の出席委員は17名であり、定足数を満たしております。
ただいまから第37回農業委員会総会を開会いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任ですが、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議 長 (荒井 一夫) 異議なしと認め、議事録署名人には8番越沼委員、9番鈴木委員を指名いたします。会議の書記につきましては事務局の伊藤係長をお願いいたします。

それでは議事に入ります。報告第1号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (海野 計洋) <総会資料説明。1ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に、議案第1号「令和3年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (伊藤 甲文) <総会資料説明。2ページ>

議案第1号「令和3年度県農地等利用最適化推進に対する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望について」の案をお示してございます。こちらは、農業委員、推進委員の皆様から提出をお願いしておりましたが、提出のありました農業委員4名、推進委員3名の意見を事務局でとりまとめたものです。

要請事項は1委員会あたり3～5項目に集約しなくてはならないと県農業会議からの通知に基づき、今回は最大となる5項目に集約いたしました。

まず1点目は「農地集約化支援」、2点目は「女性農業者への支援」、3点目は「経営管理能力の向上支援」、4点目は「中山間地域等直接支払の手続き負担軽減」、最後に「農業委員会組織の強化」についての要望になります。

以上、本市農業委員会から5項目の要望案について、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご議決をいただけましたら、本要望書を那須農業振興事務所が所管する那須地方農業振興協議会に提出いたしますことを申し添えます。

以上ご説明申し上げます。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<中山委員挙手>

議長（荒井 一夫） 中山委員。

中山 知代子委員 もう少し説明をお願いしたいのですが、委員会で提出できる項目数が3～5ということですが、この根拠についてわかればお願いします。

事務局（伊藤 甲文） 県農業会議の通知に3～5項目とありまして、ある程度数を絞って要望を提出いただきたいのではと思われます。

議長（荒井 一夫） よろしいでしょうか。それでは、他にございますか。

<佐藤委員挙手>

議長（荒井 一夫） 佐藤委員。

佐藤 長次委員 4番目についてですが、これはおそらく農政課が窓口になっていると思いますが、この5期対策の制度内容について説明願います。

議長（荒井 一夫） 事務局で説明願います。

事務局（小林 康希） こちらの中山間地域等直接支払制度ですが、傾斜がある農地で農業を行う場合に出る補助金です。5年一区切りで、令和2年度から第5期対策が始まります。今回要領が少し変わりました。平成27年度から令和元年度までの第4期では、集落内で農業ができなくなった人が出てきた場合には、他の集落の方に農業をやっていただくことや代わりに農地を管理いただくなどの要件で10割分が交付されたのですが、集落戦略というものを作る必要が出てきました。集落戦略については、農地一筆ごとに、その農地を5から10年後にどのようにしていくのか、例えば今現在の管理者が管理していく、後継者または地域の中心的な担い手に譲るなど細かい所まで決めていかないと10割交付ができなくなりました。補助金の趣旨自体は平地との所得格差を埋めるためのものですが、どうしても申請手続き負担が出てきます。ただ、その集落戦略を作る際には、極力農政課でもその案を提示したりするなどのサポー

トを行い、なんとか中山間地域の農業を維持していけることができるような形をとらせていただきたいと思いますと考えております。

議長（荒井 一夫） その他ございますか。

＜木村委員挙手＞

議長（荒井 一夫） 木村委員。

木村 光一委員 5番の要望ですが、私もこのことについて提出したと思いますが、「農業委員会系統組織の連携をさらに強化し、農業委員会事務局への各種支援、相談体制の充実を図るよう要望する。」というところで、農業委員会の事務局として予算や人的支援といいますか職員さんの充実などを今考えましたので、追加して入れられたらというところであります。

議長（荒井 一夫） ただ今の意見、要望について事務局の方で答えられる部分がありましたお願いします。

事務局（伊藤 甲文） この5番については、木村委員から提出のありました要望の文言を事務局でまとめたものであります。木村委員からは、予算の措置や人的支援体制をお願いしたいという言葉で書かれたものを幅広く含めるために各種支援、相談体制の充実を図るといたしました。事務局では、木村委員がおっしゃったように具体的な支援内容へ文言を修正することには問題ありませんので、ご協議いただければと思います。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明で木村委員の要望文言については各種支援にまとめたということですが、はっきり文字を出すか、このまま各種支援でいくのかについて、皆さんにお諮りしたいと思います。ご意見をお願いします。

＜挙手なし＞

議長（荒井 一夫） 特別皆さんからご意見はございませんか。

＜中山委員挙手＞

議長（荒井 一夫） 中山委員。

中山 知代子委員 誰が見ても分かるような内容にするというのは、木村委員が言ったようにはっきりと文字にするのがいいと思います。オブラートに包んでしまうと流されてしまうことが多いので、予算という文言を入れた方が目に留まると思います。

議長（荒井 一夫） ありがとうございます。その他の意見の方はいますか。

＜鈴木委員挙手＞

議長（荒井 一夫） はい、鈴木委員。

鈴木 賢一委員 5番ではなくて4番の中山間のことなのですが、これから小さい田んぼを作る方、入っていく方が少なくなってしまうと感じております。国に要望するのであれば、田んぼの区画を大きくして大きな機械が入れるようにして、遠くの方でも借りられると思いますので、よろしくお願

いします。

議長 (荒井 一夫) ただ今4番の項目でということになっていますが、とりあえず、今意見もあったように細かくわかりやすい言葉で出した方がいいといったことかと思いますので、事務局から協議という言葉もありましたが、出来るだけ具体的な言葉を入れて、案の文言に肉付けしてもらって要望していくということによろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

議長 (荒井 一夫) それではそのような形で進めていきたいと思えます。その他ございますか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) それでは他に質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、ただ今申し上げましたことを踏まえて要望することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第1号はそのような形で要望することといたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は11件です。はじめに事務局からの説明を願います。

事務局 (海野 計洋) <総会資料説明。3~4ページ>

議長 (荒井 一夫) 現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。津久井委員。

現地調査担当委員 (津久井勝之) 去る7月15日、事務局とともに現地調査班第4班が現地調査を行いましたので、代表いたしましてその調査結果をご報告いたします。

ただ今の農地法第3条の規定による許可申請1番から11番について、地元推進委員及び事務局からの報告により調査、検討した結果、何ら問題は無いと思われまます。以上、ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第2号は原案のとおり許可することといたします。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は2件です。はじめに事務局からの説明をお願いします。

事務局 (須藤 義尚) <総会資料説明。5～6ページ>

続きまして番号2になります。下石上の農地を太陽光発電設備に転用するものです。計画によりますと発電量50kw未満の小規模発電設備を2箇所に分けて整備することとしております。なお、農地区分は第3種農地になります。この件につきましては、現地調査班による現地調査の際に、なぜ、わざわざ事業地を2箇所に分けるのか、農地が分断され耕作しづらくなるので一か所にまとめるべきではないかとの意見が出され協議したところでございます。

このことにつきましては、許可申請の受理にあたり事務局でも計画を見直すよう指導いたしました。どうしても分割しなくてはならない理由がございまして、その経緯につきましてご説明させていただきます。

まず、事業地を2箇所に分けた理由について、申請者に説明を求めましたところ、事由書の提出をいただきました。その中で、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により太陽光発電事業を行う場合は、経済産業省の設備認定を取得いたします。申請者は下石上の1筆の土地に対しまして、平成25年に50kw未満の小規模発電設備の認定を2つ取得いたしました。その後、平成26年に制度改正がございまして、これ以降は、同一の土地に対して複数の小規模発電設備の認定を取得することは、費用の掛かる大規模発電設備を意図的に分割する行為にあたるということ。認められなくなりました。そのようなことから、今回太陽光発電事業を実施するにあたり、2つの小規模発電設備を隣接して整備することになりますと、国からは一つの事業ではないかとして、2つの小規模発電設備ではなく50kw以上の一つの大規模発電設備として、認定を一度取り消して、再度大規模発電として認定を取り直さなくてはならないとの指導を受け、そうしますと、固定買取価格について平成25年の認定時では36円でありましたが、現在では13円ということで、十分な売電収入が得られず、事業自体が成り立たなくなってしまう。このことが、どうしても空間を空けて、事業地を2つに離して申請しなくてはならない理由でございます。

次に、このように分けて許可することが可能なかどうか、農地転用の許可基準についてご説明いたします。

まず、立地基準についてですが、申請地は都市計画法の用途地域の指定を受けておりまして、第3種農地でありますことから、転用が可能な農地になります。

次に一般基準についてですが、一般基準の中で今回特に注視した点が周辺農地への影響があるかどうかということです。農地法第4条第6項第4号では、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じる恐れがあると認められる場合には許可することができない、とありまして、この条件に該当するか否かについてを中心に確認を行いました。

具体的に申し上げますと、まず1点目としては、まとまりのある一団の農地を蚕食分断する転用は許可できないとあります。蚕食というのは、蚕が食べると書くのですが、虫食い状に転用することです。ただ、まとまりのある一団の農地という条件がありまして、それは概ね10ha以上とされておりまして、今回、申請地付近の農地のまとまりは、約1.3haと小規模なものであり、まとまりのある一団の農地を蚕食分断するものにはあたらないと判断いたしました。

次に2点目といたしましては、周辺の農地や残地の営農条件に支障はないかという点であります。周辺の農地の所有者は、全て今回の転用実行者である申請者の所有であり、通作路や水路にも影響は無く、営農条件に支障はないと判断いたしました。次に残地についてですが、太陽光発電設備の設置により本申請地は分断されますが、2箇所の残地とも西側の道路から申請者所有の進入路を利用しトラクター等の農機具の乗り入れが可能であります。申請者からも残地を適切に営農できるとあるため、営農条件に支障はないと判断いたしました。

なお、今後、このような審査にあたりましては、出来る限り小規模な農地であっても分断されることがないように、指導に努めていきたいと考えております。説明は以上になります。ご審議の程、よろしく願います。

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。津久井委員。

現地調査担当委員（津久井勝之） 調査結果についてご報告いたします。

番号1は、すでに申請者のアパートが建っているところに隣接しておりまして、1棟追加するもので問題ないものと思われまます。

番号2は、農地転用するエリアが分かると残された農地が分断されて耕作がしづらいのではないかと、ということで1か所にまとめたほうが良いのではないかと調査班でも現場で協議したところです。

最終的には、申請者本人の土地でありまして、耕作がしづらくなるのは承知の上での申請でありますし、事務局の説明にもありましたが、わざわざ分断するに至った事情もあり、分断後もトラクター等は入ることができ、耕作可能とのことですので、何ら問題ないとみてまいりました。以上、ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<中山委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) 中山委員。

中山 知代子委員 番号2について、この周りが申請者の土地であるということですが、道路際には設置できなかったのでしょうか。

議 長 (荒井 一夫) 事務局から状況説明願います。

事務局 (須藤 義尚) まず、設備認定をこの土地で取っていますことから、この中で事業を行う必要があります。また、この周辺にも申請者の別の太陽光発電設備がありまして、それとも間隔をとるとのこと、このレイアウトになっています。

議 長 (荒井 一夫) 他にございますか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第3号は原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は6件あります。事務局から説明を願います。

事務局 (須藤 義尚) <総会資料説明。7～12ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。津久井委員。

現地調査担当委員 (津久井勝之) 議案第4号の農地法第5条の規定による許可申請6件の調査結果についてご報告いたします。番号1は、娘婿である申請者が現在住んでいる住宅の奥に新しく住宅を建てるということであり、番号2は、野崎駅西土地地区画整理事業地内に住宅を建てるものであります。番号3は、案内図でも北側に分譲地が見られますが、そこに接続して住宅を建てるというものであります。番号4は、北側の隣接地に住む申請者が、新しく住宅を建てるものであります。なお、この申請地の端に、ちょっと図面ではわからないのですが土側溝がありまして、確認に行ったときには水がかなり流れておりまして、それが気になっていましたが、事務局に確認していただいたところ、わざわざ分筆しないでそのままの状態が残すとのことでありました。番号5は、野崎第2工業団地南側の土地で用途地域に指定されているところに住宅を建てるものであります。番号6は、親の土地に隣接して住宅を建てるというもの

です。入り口が狭いので、道路入口のところも増やして利用する計画です。以上、許可することについては、問題はないとみてまいりましたので、ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明及び現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<清水委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 清水委員。

清水 眞理子委員 第1種農地の案件で、1番は土地改良区の意見書がありますが、他の案件には意見書ありませんが問題はないのでしょうか。

議長 (荒井 一夫) 事務局で説明願います。

事務局 (須藤 義尚) 土地改良区からの意見書が必要な農地については、土地改良の受益地に該当する場合があります。備考欄に意見書の記載がない案件については、土地改良の受益地ではないものになります。

議長 (荒井 一夫) その他ございますか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 他に質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第4号は原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第5号「非農地証明願について」を上程します。申請件数は5件ございます。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (長谷川慎弥) <総会資料説明。13～17ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。津久井委員。

現地調査担当委員 (津久井勝之) 調査結果についてご報告いたします。

番号1は、形状からも判断できると思いますが、住宅に入る道路もありまして、申請地はとても農地であったとは思えないような状態でした。番号2は、農振除外のときも現地確認しておりますが、申請地3筆と既存宅地が一体となってひとつの住宅敷地となっている状態でした。番号3も同様に、周囲は塀ではありませんが、樹木で囲まれており申請地3筆と既存宅地が一体となってひとつの住宅敷地となっております。申請地の1つにはネギが植えられていたものの、畑というよりも家庭菜園と判断してまいりました。番号4は、山林内で全く農地の形状はありませんでした。番号5は、住宅建築後に地目変更がされずに今日まできたものと思われま。以上、5件について非農地証明することに問題はな

いとみてまいりましたので、ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<中山委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) 中山委員。

中山 知代子委員 1番について、申請者と申請農地隣接者との間でトラブルはなかったのでしょうか。

議 長 (荒井 一夫) 事務局で説明願います。

事務局 (長谷川慎弥) 事務局でも疑問になった点がございまして、調べましたところ、申請農地隣接者の敷地は申請者が所有しており、売買により住宅を建てておりますが、何故かL字型に農地として残ってしまったものであります。今回それを処分するという事で非農地証明の申請が出てきております。

議 長 (荒井 一夫) その他ございますか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第5号は、原案のとおり証明することといたします。

次に議案第6号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (磯 美男) <総会資料説明、18～19ページ>

利用権設定等促進事業 計 5件

農地中間管理機構特例事業 計 6件

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第6号は、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第7号「農地中間管理事業について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (小林 康希) <総会資料説明、20～21ページ>

農用地利用集積計画 計 2件

農用地利用配分計画 計 2件

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第7号は原案のとおり承認することといたします。

以上で本日予定されました議事の審議は、すべて終了いたしました。

次に、その他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

<農地転用に係る裁判について>

<前回の質問事項について>

議長 (荒井 一夫) 以上で第37回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午前11時6分 閉 会